

鎌倉市農業委員会 令和 8 年度 第 4 回総会 次第	
日 時	令和 8 年（2026 年） 7 月 17 日（金）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智 和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、13 番 平井保男 以上 11 名
事務局出席者	山戸事務局長・富田主事・植竹主事
議長（平井会長）	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたしま す。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いい たします。
事務局（山戸局長）	議長。事務局長補佐の秋山、11 番 郷原均、12 番 市川幸子から所 用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、3 番 小島委員、6 番 落合委員に お願いします。 現況証明委員については、現委員は 7 月 19 日をもって任期満了 のため、新委員が委嘱され次第、指名いたします。
議長（平井会長）	次に、日程第 1、報告第 9 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局（植竹）	議長。日程第 1、報告第 9 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報 告します。 以降は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について 6 月 11 日から 6 月 30 日までに受理し、処理した案件に ついて報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 3 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 8 年 6 月 30 日に店舗兼事務所等へ転用のため、令和 8 年 6 月 16 日に専決処分いたしました。 続きまして、1 ページの番号 2 と、3 ページの整理番号 2 の案内 図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載 のとおりです。 本件は、令和 8 年 9 月 1 日に山林へ転用のため、令和 8 年 6 月 19

	日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(植竹)	議長。日程第2、報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、6月11日から6月30日までに受理し、処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の4～5ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年12月1日に駐車場へ転用のため、令和8年6月25日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第17号、非農地証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(植竹)	議長。日程第3、議案第17号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の6ページの議案書、7ページ、8ページの参考資料をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、8ページの参考資料②に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。

【要件6項目】

- ① 農用地区域に設定されていないこと。
- ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。
- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。
- ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。
- ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として、追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。
- ⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は墓地となっており、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、③に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しているため、対象地は、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、現地を確認したところ、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。

④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地は筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、これまで違反転用として追及しておらず、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は墓地であり、農地利用状況調査の対象地からは外れています。

⑥「転用後10年以上経過していること。」については、当時の状況を航空写真で確認したところ、転用後10年以上経過していると考え

	られます。 よって非農地の要件6項目をすべて満たしていることから、非農地として判断しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4番(小泉委員)	議長。4番。7月9日(木) 午前9時30分より、小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 現地は、墓地となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第17号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第17号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第18号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(植竹)	議長。日程第4、議案第18号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 送付資料の9ページの議案書、10～11ページの参考資料をご覧ください。 相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本件は、被相続人の死亡により、令和7年10月12日に相続が発生したことに伴い、相続人から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証

	明書」を発行します。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
5 番 (小川委員)	議長。5 番。7 月 9 日 (木) 午前 9 時 30 分より、小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 18 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第18号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第19号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(植竹)	議長。日程第 5、議案第19号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 送付資料13ページの議案書、14ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料 14 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 斜線地は、現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4 番 (小泉委員)	議長。4 番。7 月 9 日 (木) 午前 9 時 30 分より、小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準

	備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第19号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第19号は承認されました。 議案第19号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので、本日配布しました回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第6、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(植竹)	議長。日程第6、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。 諸般の報告1、農地相談会について、報告いたします。 6月24日(水)に開催を予定していた、農地相談会については、申し込み者なしのため、開催中止となりました。次回は、10月21日(水)を予定しています。日程が近くなりましたら、改めてお知らせいたします。なお、最適化活動の一環として、農業委員の方にも1名参加をお願いしていますが、新委員が委嘱され次第、指名いたします。宜しく願いいたします。 次に、諸般の報告2、農業委員会預り金について、報告いたします。各委員の指定の口座へ別紙「預り金収支報告書」のとおり振込が完了しておりますので、ご確認をお願いいたします。 次に、諸般の報告3、令和8年度公務災害補償制度の加入(継続)について報告します。 公益社団法人神奈川県農業会議会長からの通知に基づき、令和8年度公務災害補償制度について、継続加入するため、被保険者名簿を提出しました。なお、保険料の振込は8月の委員報酬支払後に行います。委員改選により、委員の変更があったことについても農業会議担当者にご報告済みです。 次に、諸般の報告4、第43回遊休農地解消対策協議会の開催について、ご報告します。

	遊休農地解消対策協議会を8月総会に合わせ、8月28日（金）午後3時より本庁舎4階402会議室で開催します。 内容としましては、会長・副会長・会計監査の選任等を行う予定です。 諸般の報告は、以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和8年度第4回総会を閉会いたします。 3年の長きにわたり、ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 3番	小島 信行
議事録署名委員 6番	落合 研